

『G I G Aスクール構想』 実現に向けてのルール作り

本日の内容

- 1 実施手順とは
- 2 実施手順を作る
- 3 実施手順を活用する
- 4 留意事項（準備しておきたいこと）

Ⅰ 実施手順とは

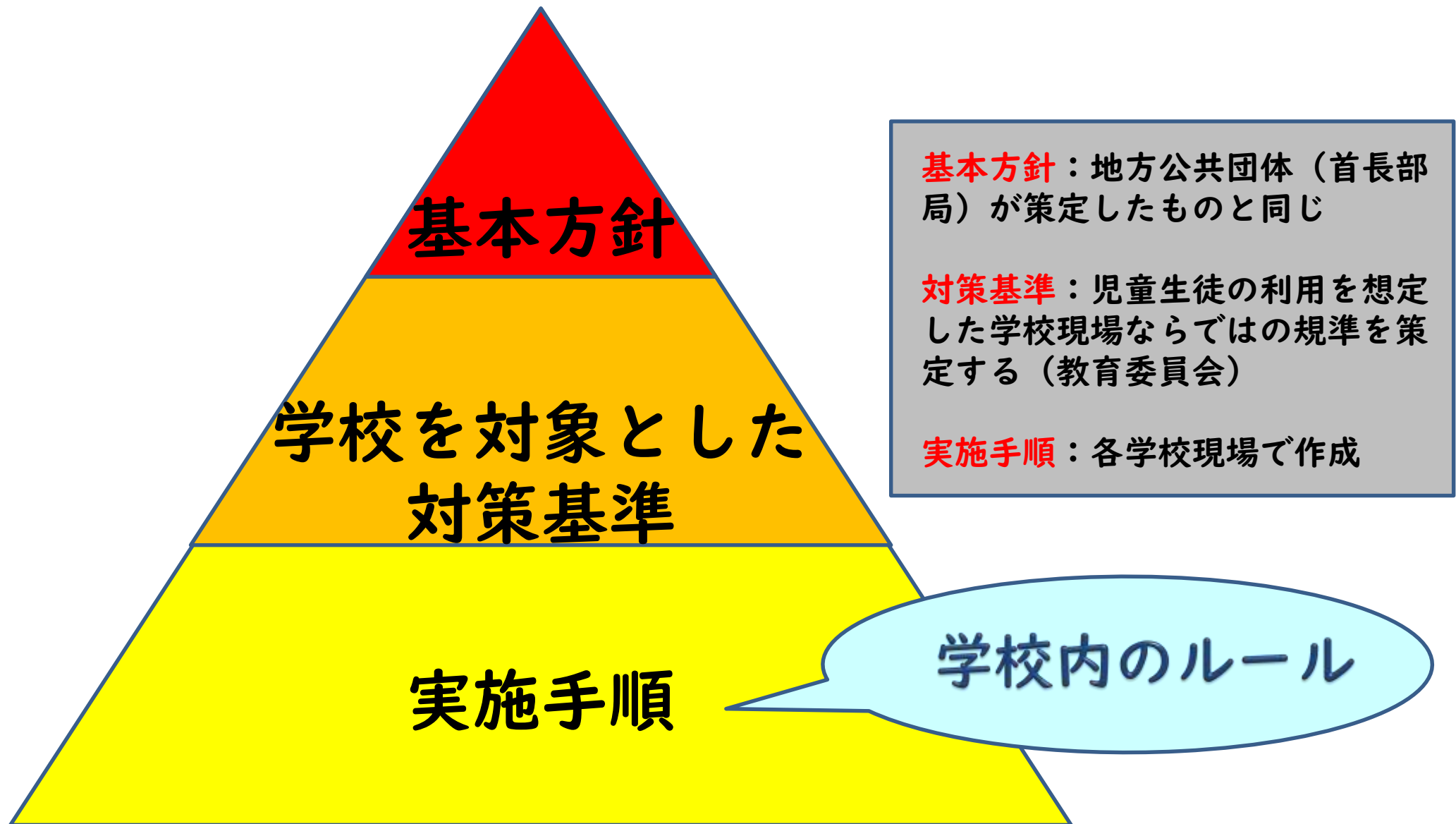
文部科学省 「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より

(1) 学校ごとの実施手順の作成

教育委員会で承認された 教育情報セキュリティポリシーは、**全ての教職員に配布し、教育委員会が策定した対策基準や実施手順**のひな形などを使って、具体的な操作を含む研修会を実施すべきである。

情報セキュリティの重要性を理解し、さまざまな対策を実施している場合であっても、情報漏えいやマルウェア感染や不正アクセスといった事故が発生してしまうケースはある。**技術的な対策だけでは万全とは言えず、情報を取り扱っている教職員や児童生徒の情報セキュリティの意識が低ければ事故が発生する可能性は高くなる。**
教職員や児童生徒がどこに気を付けるべきであるか、学校の実情と特性に応じた

「実施手順」をそれぞれの学校で策定することが望ましい。



地方公共団体における教育情報セキュリティポリシーに関する体系図

文部科学省 「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より

(2) 情報セキュリティ対策の留意点

情報セキュリティポリシーは「策定して終わり」ではなく、情報セキュリティ対策の実効性を上げるためには、**絶えず運用状況を確認し、改善や見直しの必要を検討する必要がある。**

そのため、情報セキュリティポリシー策定後も組織の変更や法令の改正、情報通信技術の進展に伴う新たな脅威の出現、運用を通じた新たな課題の発生等に応じて、その都度改善、見直していくことを盛り込んだ 監査・運用計画を策定すべきである。

なお、「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」は、学校現場における情報セキュリティの「あるべき姿」を書き記したものである。教育委員会は、ガイドラインの内容をそのまま自分たちの情報セキュリティポリシーとすることなく、**学校現場の状況に応じた「自分たちの教育情報セキュリティポリシー」を策定**し、アプリケーションの導入や機器の入替えに伴って運用ルールを見直し、PDCA サイクルを回して「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に近づけていくべきである。

文部科学省 「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より

5. 「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂について平成29年10月に策定した「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」は、確実に教職員の情報セキュリティに関する意識を高める効果をもたらしている。

一方で、ガイドラインに記載された具体的な対策例を一言一句遵守することが目的化してしまい、柔軟な環境整備が行われにくくなっているという弊害が生じている地域もあることや、セキュアなクラウドサービスの普及等の技術の進展を踏まえ、令和元年12月に以下の点について改訂したところである。(1. (1)で記載している文部科学省ホームページのURLを参照されたい。)

教育委員会・学校においては、システム更改時などにおいて、実現したい環境、必要なコスト(費用面・運用面)、現状のシステムの環境等を踏まえ、クラウドサービスの活用も有力な選択肢として検討を進めることが望ましい。

【改訂内容】

- ・ 環境の硬直化を防ぐための、ガイドラインの位置付け・構成の見直し
- ・ クラウドサービスの利用に関する記述の追加
- ・ 事業者が配慮すべき個人情報の取扱いに関する事項の追記 等

2 実施手順を作る

Step 1 : ICT活用の目標・目的を共有する。

「ルール」 ⇒ やって**良いこと**と**悪いこと**
の線引き

禁止事項を決める



その前に

ICT活用の
目標・目的

ICT活用で
付けたい力



タブレットを活用して実現したいことや目的を見据えること
とで、バランスの取れたルールを設定することができます。

Step 2 タブレット活用の方向性を確認する。

STEP 1の目標や目的を達成するために



生徒にどの程度のICT教育を促したいのか



タブレットをどんな場面で、どんな活用をする？



	児童生徒は？	先生は？
授業で		
行事で		
家庭で		
部活動で		
その他(地域や系の活動)		
校務で		

Step 3 使用ルールの扱う範囲を確認する。

策定するタブレット使用ルールの範囲（例）

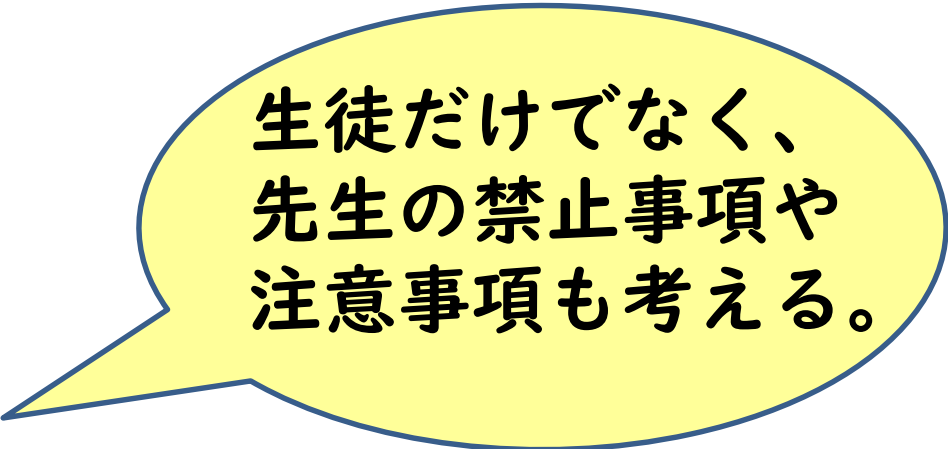
- ・ タブレット（ハードウェアとして）の取扱いに関する事項
- ・ 充電の頻度や時間
- ・ タブレットが破損してしまったときの対応
- ・ セキュリティ関連
- ・ タブレットの中身（ソフトウェアとして）に関する事項
- ・ 利用するサービスやアプリについて
- ・ 利用する場所や時間



Step 4 細かな禁止事項などを決めていく。

細かな禁止事項や検討すべき観点など（例）

- ・ インターネット・ソーシャルメディアの利用方法
- ・ 個人情報の取り扱い
- ・ ネットトラブルを予防するための匿名性
- ・ インターネットの拡散性や削除できない点
- ・ 顔を合わせないネット上のコミュニケーションの注意点
- ・ 学校や授業で設定したタブレット設定の変更方法
- ・ 利用するアプリのID
- ・ アプリのインストールや管理
- ・ ファイルの共有
- ・ 学校関係者以外とのファイル共有
- ・ 著作権、肖像権
- ・ 引用の方法



生徒だけでなく、
先生の禁止事項や
注意事項も考える。

Step 5 ルールとしてまとめる。

例①

〇〇学校 タブレット使用ルール

Vol.1.1

基本的な考え方

目的

禁止事項

- ・ × × × × ×
- ・ × × × × ×
- ・ × × × × ×

注意事項

- ・ △ △ △ △
- ・ △ △ △ △
- ・ △ △ △ △

ルールの**タイトル**には、STEP 2で確認した学校によるタブレット導入の方向性が現れます。

運用しながら更新していくモノなので
バージョン管理する。

× 禁止事項

(やってはいけない事や
出来ないよう設定されている事)

△ 注意事項

(気をつけるべき事)

に分類

例②

〇〇学校 タブレット活用ルール

Vol.1.1

大原則

- ①
- ② (目的と基本的な考え方)
- ③

細則

学校では

家庭では

禁止事項

場面に応じて
気をつけることを分類

資料①

【参考】文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」及び
総務省「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」の実証校における取組事例

がっこう かつよう

〇〇学校『タブレット活用のルール』について

令和2年〇月〇日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていけるために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

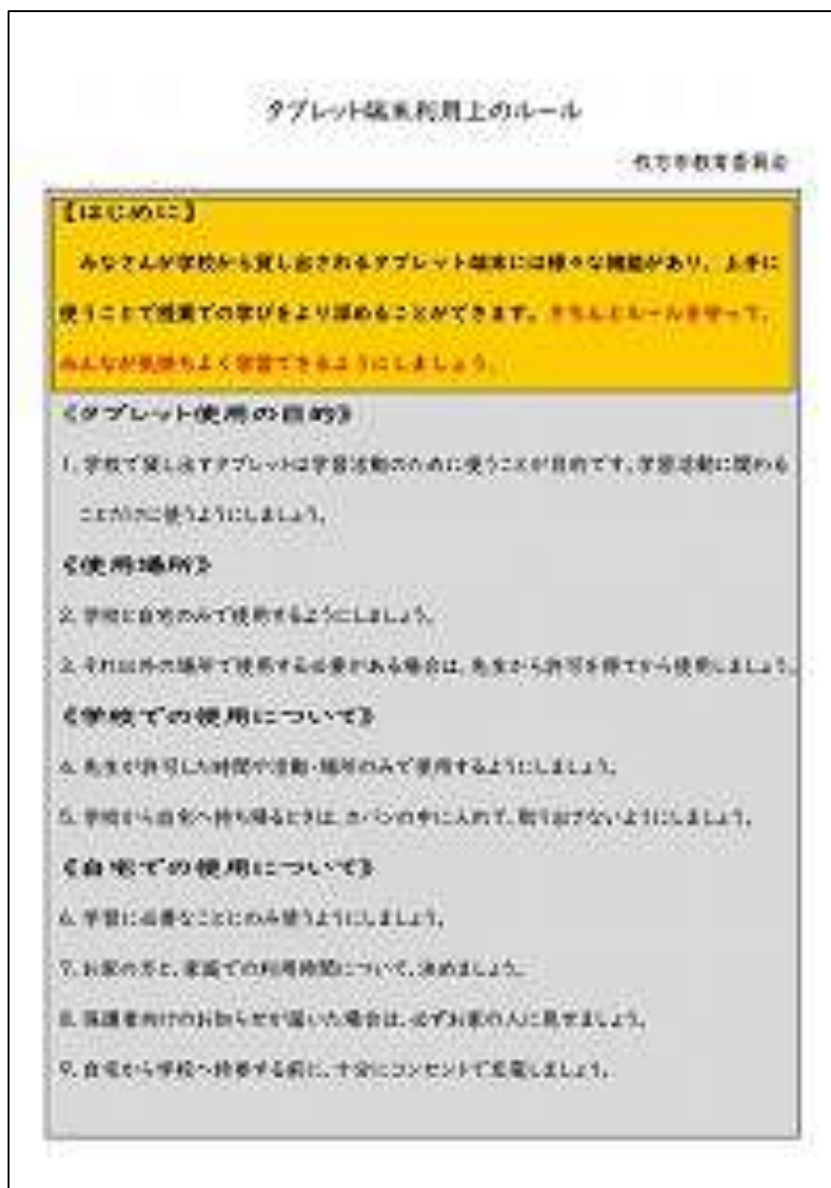
そのため、〇〇学校は、『タブレット活用のルール』を定めました。全校児童(生徒)でこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

(別紙)

- 1 目的
 - ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってはいけません。
- 2 使用する場面
 - ・学校と家庭以外では使用しません。
 - ・登下校中は、タブレットをかばんから出しません。
 - ・使う時間が決まっています。
 - 低学年…午前〇時から午後〇時まで
 - 中学年…午前〇時から午後〇時まで
 - 高学年…午前〇時から午後〇時まで
 - ・なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気を付けます。
 - ・もったまま走ったり、じめんにおいたりしない。
 - ・カバンの下においたり、カバンの裏に入れたりしない。
 - ・氷をかけたり、しっけの多いところでは使わない。また、日光の下やストーブの近くなどにはおかない。
 - ・ゆびでふれる、または、専用ペンを使うようにする。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、ししゃくをひっつけるなどは絶対にしない。
- 3 学校で使う場合
 - ・学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
 - ・休み時間や放課後に使う時も、先生がみとめたこと以外に使いません。
- 4 家庭で使う場合
 - ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せずこまめに休けいしながら使います。
 - ・就寝する30分前は使いません。
 - ・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、自宅ですでに充電をしておきます。

作成例

枚方市 タブレット端末利用上のルール (資料②)



タブレット端末を利用するにあたっての注意事項
(枚方市立桜丘中学校 (資料③))



3 実施手順を活用する

ルールを「策定して終わり」にしないよう、
ルールを「使って考えさせる」ことが大切です。



活用するポイント①

ルールの意味を考えさせる。

なぜこの制限があるか。なぜここに注意しなくてはいけ
ないか。１つ１つのルールには意味があります。そこ
に気づかせることが重要です。

※意味が誰も説明できないような
ルールであれば、そのルールは必要
ないかもしれません。





活用するポイント②

ルールの中に曖昧な表現があれば明確にする。

「曖昧な」部分にはそれぞれの立場で認識にズレがあります。
その部分を最初に学校やクラス、家庭で話し合って「明確」
にしておきましょう。

(曖昧な例)

「使いすぎ」	→ 「どうなると使いすぎか」
「夜遅く」	→ 「夜遅くとは何時」
「不適切な」	→ 「何を不適切と捉えるか」
「悪口」	→ 「悪口とは何か」





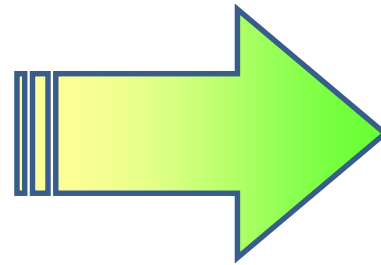
チェックポイント③

ルールを守るための工夫を考えさせる。

もし、ルールを守れない状態が続いたらどうするかを考えさせる。

罰則による指導
【他律的指導】

最初は学校が
ルールを決める。



考えさせていく指導
【自律的指導】

児童生徒と一緒に
ルールを見直し、
改善する。





チェックポイント④

保護者と

家庭での使い方を考える。（スマホ等含む）

実生活とネット利用のバランスを考える

NOLTYスコラ タイムマネジメント教育プログラム

<https://www.noltyplanners.co.jp/schola/timemanagement/index.html>



Copyright NOLTY Planners Co.,LTD .All Rights Reserved.

スマホとの上手な付き合い方

<https://www.mysurance.co.jp/service/sumahohoken/literacy/kodomo-sumaho/>



© 2020 Mysurance All Rights Reserved.

4 留意事項（準備しておきたいこと）

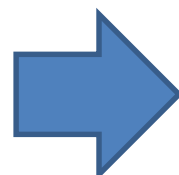
懸念されることと準備すべき項目

- ① 情報社会におけるリテラシー
- ・適切に使えること
 - ・犯罪や事故に巻き込まれないこと



情報モラル教育への取組
(担当分掌例：情報教育担当)

- ② 学校内の決まりや約束事
- ・使い方の約束の確立
 - ・有害情報からの隔離・保護
 - ・著作権などの正しい理解
 - ・スマートフォンとの関連の整理



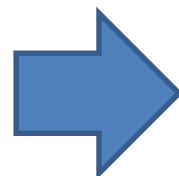
学校内でのルール作り
(担当分掌例：生徒指導部)

- ③ 家庭の理解
- ※各家庭の理解には温度差がある
- ・保護者を含めた本校の取組の理解促進や啓発
 - ・必要性を感じない保護者に無理強いない
 - ・破損や故障などの際の対応の明確化



保護者宛の説明資料の作成
(担当分掌例：教務部)

- ④ 教育活動との関連
- ・授業での活用
 - ・行事での活用
 - ・その他学校での活用（地域連携等）



ICT活用場面の見極めと研究
(授業研究部・学年等)

留意事項① 環境整備ーⅠ

教室の明るさに関する留意事項

大型提示装置が置かれている教室前方には遮光カーテンを設置して映り込みを防止

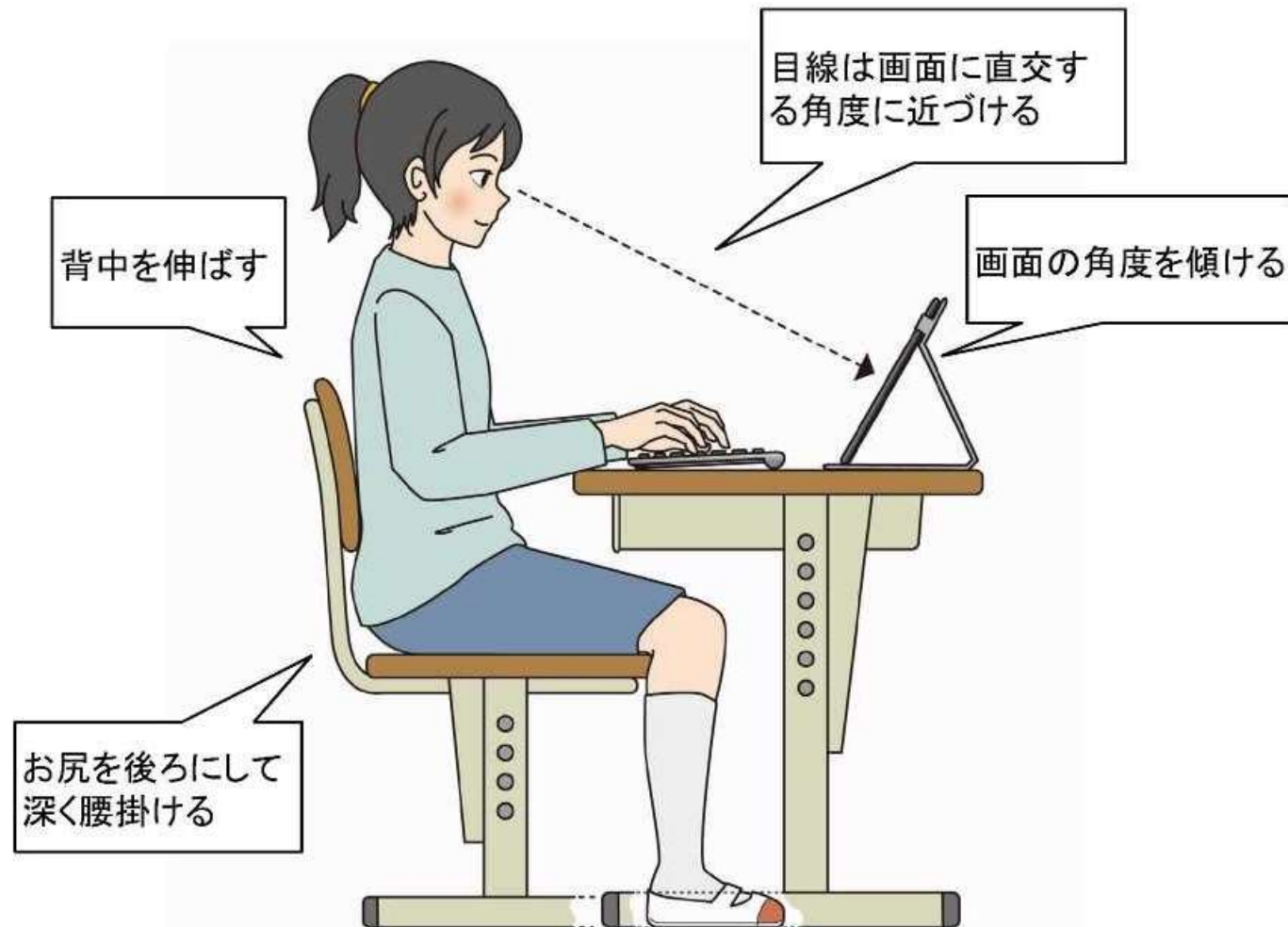
必要に応じて廊下側にもカーテンを設置し、開閉により教室の明るさを調整

窓側前面を覆えるカーテンを設置し、開閉により教室の明るさを調整



留意事項① 環境整備－２

タブレット型学習者用コンピュータを 使用するときの姿勢のポイント



文部科学省「教育の情報化に関する手引」(令和元年12月)より

留意事項② YouTube の利用（発信）について

4月23日付け 2 教学第559号

高校教育課『新型コロナウイルス感染症まん延防止のための教職員の在宅勤務の実施に伴う情報機器等の取扱い及び児童生徒の家庭での学習支援について』より

「YouTube」の利用について

1 目的

授業の学習ポイントを解説する動画を作成し、生徒の学習理解の促進を図るため。

2 利用について

- (1) 教育情報セキュリティ管理者である校長の許可を必ず得ること。
- (2) YouTubeを利用するためのGoogleアカウントについては個人アカウントではなく学校で取得したものを利用すること。
- (3) 広告を表示させないこと。また広告収入を得ないこと。
- (4) 動画配信またはライブ配信のどちらも利用可能とする。
- (5) 限定公開としそのURLについては、グループウェア等を利用して生徒に周知すること
- (6) 仮にすべての人に公開されても問題のないものとする。

**個人情報・著作権・
肖像権へ留意する!!**

留意事項③ 著作権法の改正-1

令和2年度における授業目的公衆送信補償金の無償認可について
(令和2年4月28日施行)

これまでの著作権法では、対面授業のみ著作物の複製が認められ、学校の授業の過程における資料のインターネット送信については、従来は個別に権利者の許諾を得る必要がありましたが、本制度の施行により、個別の許諾を要することなく、様々な著作物をより円滑に利用できるようとなります。

⇒ 令和2年度中の特例措置



改正 著作権法 第35条 (令和2年4月28日施行)

<条文>

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

改正著作権法第35条運用指針

「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が授業を目的とする著作物利用に関するガイドラインにあたる「改正著作権法第35条運用指針（令和3（2021）年度版）」を公表

https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin_20201221.pdf



C) 著作権者の許諾が必要だと考えられる例

（必要と認められる限度を超える、著作権者の利益を不当に害する等）

■ 複 製 ■

1. 教員が日本各地の祭りを撮影した写真集の中から写真を数十枚選んで紙にカラーコピーして簡易製本し、社会科の授業で複数年にわたって使える教材にする。
2. 教員が算数のドリルを児童には購入させず、学校や教員が持っている算数ドリルの中から児童に配付するために問題を紙にコピーする。
3. 小説の一部を授業の都度、生徒に配付するために紙にコピーした結果、学期末には小説の多くの部分をコピーする。

どのような場合に許諾が必要か等、具体的な事例を示しつつ解説してあります。

4月までに1度は読んでおいてください。

資料④

授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度（著作権法第35条）上の取扱いについて（文化庁作成）

授業の過程における利用行為と授業目的公衆送信補償金制度（著作権法第35条）※1上の取扱いについて

		対面授業			スタジオ型授業	オンデマンド授業	遠隔合同授業等		
							同時中継 合同授業	同時中継 遠隔授業	
送信側※2	教員				いる	いる	いる	いる	
	生徒					いない	いない	いる	いる
受信側	教員					いない	いない 〔受信側に教師が いる場合もある〕	いる	いない
	生徒					いる	いる	いる	いる
著作物の 利用形態		複製	公の伝達	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信	公衆送信	
教授と受講 とのタイミング		同時	同時	同時（or異時） 〔異時：予復習用 のメール送信〕	同時（or異時） 〔異時：予復習用 のメール送信〕	異時	同時※3	同時※3	
授業目的 公衆送信 補償金制 度上の取 扱い	許諾の 要否	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	許諾不要 （35条1項）	
	補償金 の要否	無償 （35条1項）	無償 （35条1項）	補償金 （35条2項）	補償金 （35条2項）	補償金 （35条2項）	無償 （35条3項）	無償 （35条3項）	

※1：「著作権者の利益を不当に害すること」とならない場合に限定される。

※2：「教育を担任する者」及び「授業を受ける者」が公衆送信等することができる（例：生徒から教員への公衆送信も認められる）。

※3：遠隔合同授業等において、予習・復習のために教材等を送信する場合は、補償金を支払うことで、許諾なく公衆送信することができる。

留意事項③ 著作権法の改正-2

令和2年通常国会 著作権法改正について（令和3年1月1日施行）

侵害コンテンツのダウンロード違法化及びアクセスコントロールに関する保護の強化など著作権の適切な保護を図るための措置

「ちょっと待って！そのダウンロード違法かも？」
（文化庁著作権課 資料⑤）



留意事項④ 達成目標の明確化

資料⑥

京都府の教育をリードする中丹の教育の創造

中丹の教育 まなび通信 京都府中丹教育局 第168号 令和2年12月15日

これからの学びを考えてみよう!!

～「GIGAスクール構想」が学校にもたらすものとは～

第5号 達成目標を明確にし、今年度中にレベル1の実施を!!

学校として「GIGAスクール構想」に向けての準備は進んでいますか？多くの情報が一気に入ってきて戸惑っている部分が多いのではないかと思います。

まず何から準備しておくべきなのか。各校の現状に合わせ準備すべきことを整理し、今年度中に達成すべき目標を明確にすることから始めてみましょう。

今回のまなび通信では、準備しておくポイントと、達成目標の例、研修等で活用できる資料等の例を示しています。このまなび通信と別紙「GIGAスクール構想実現に向けた達成目標一覧」を活用し、来年度から始まる新しい学び方、学ばせ方に向けて計画的に準備を進めましょう。

以下に POINT 毎の達成目標例を示しています。まずはこの例を参考に各 POINT レベル1の達成目標を設定し、今年度中にそれが達成できるように準備を進めてほしいと思います。

POINT① 情報収集・共通認識

GIGAスクール構想の基本的な知識や、学校の状況（できること、やりたいこと等）、ICTを活用した授業実践、アプリケーションやタブレット端末の機能など、**情報収集**は出来ていますか？

学校の状況によって必要となる情報は異なります。必要な情報を収集し、それらの情報について**学校内で共通認識**を持てるようにしましょう。

達成目標レベル	達成目標(例)	参考となる資料等
レベル1	GIGA スクール構想の概要を理解する。	○校内研修パッケージ「『GIGAスクール構想』が学校にもたらすものとは」(中丹教育局作成)
レベル2	自校の状況(機材、スキル、やりたいことなど)の情報を集約する。	○まなび通信 157号・158号
レベル3	先進校の取組を知り、自校に取り入れる。	
レベル4	教員用、生徒用の達成目標の表を作る。	

POINT② 校内体制の整備

時間も機材も限られたなかで、効果的に進めていくためには、**学校内の体制づくり**、**計画の設定**は必須です。この計画に沿って**学校全体**で取り組めるようにしましょう。

達成目標レベル	達成目標(例)	参考となる資料等
レベル1	ICT推進委員会を立ち上げ、各POINTの達成目標のレベル1を設定し、達成する。	○自校のICT活用指導力向上の教職員研修計画
レベル2	GIGA スクール構想実現に向けた達成目標を作成する。	○「GIGAスクール構想実現に向けた達成目標一覧」(中丹教育局作成)
レベル3	情報活用能力の効果的な育成の視点で、情報活用能力の育成年間指導計画を作成する。	○各教科等における情報活用能力の育成年間指導計画の様式例(中丹教育局作成)
レベル4	実践しながら、計画を修正・改善する。	

POINT③ ICT活用による授業づくり

ICTは、段階や目的に応じた活用が大切です。そのときに、参考になるモデルがSAMRモデルです。

自校の状況に合わせ、各教科でのICT活用を検討しましょう。

※SAMRモデル

Ruben R. Puentedura(2010)が考案したモデルで、ICTを授業等で活用する場合に、授業や学習者にどのような影響を与えるのかを示す尺度となるものです。
S(代替)→A(増強)→M(変容)→R(再定義)の4段階があります。

達成目標レベル	達成目標(例)	参考となる資料等
レベル1	Substitution(代替) →従来のツールの代用として活用する。 例)プリントの代わりに画像を投影する。	まなび通信 166号 (S・Aの段階で活用できる情報が掲載されています。)
レベル2	Augmentation(増強) →従来のツールの代用に加え、新たな機能を付加して活用する。 例)小テストを児童生徒のタブレット端末に配信し、結果をすぐにフィードバックする。	
レベル3	Modification(変容) →これまでやっていた実践を再設計する。 例)タブレット端末の機能や学習支援アプリ等を活用し、話し合いを活性化させる。	文部科学省作成「各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画」 (S・Aだけでなく、M・R段階の実践が多く紹介されています。)
レベル4	Redefinition(再定義) →以前はできなかった新しい実践をする。 例)児童生徒が他校とつながり交流するなど、空間的、時間的にとらわれない授業設計をする。	

教科以外の部分(SHRや学級活動等)でも、子どもたちが端末に触れ、活用する機会を設定し、ICTを生活に生かす場面を体験することも重要です。
SAMRモデルを参考に、検討を進めましょう。



POINT④ 情報活用のルールづくり

ICTを有効に活用するためには、その運用や使用のルール、情報セキュリティの意識や情報モラルについて、しっかりとルールを作りましょう。また、そのルールは**作るだけでなく、学校に関わる全ての人が共通の認識**を持てるように準備をしましょう。

達成目標レベル	達成目標(例)	参考となる資料等
レベル1	研修パッケージ「情報セキュリティ事故対応研修」を実施する。	○校内研修パッケージ「『GIGAスクール構想』が学校にもたらすものとは」(中丹教育局作成)
レベル2	校内の情報活用に関するルールの設定と見直しをする。	○まなび通信 159号
レベル3	学校、教職員、児童生徒、保護者が共通理解を図れるよう、研修や授業、情報発信を行う。	
レベル4	児童生徒と一緒にルールを見直し、改善する。	

ご静聴ありがとうございました。